

熊本県知事

蒲島 郁夫 様

# 要 望 書

「コンパクトシティの実現」に向けて

平成24年12月18日

熊本商工会議所

## 「コンパクトシティの実現」に向けて

コンパクトシティの実現と中心市街地の活性化を目的とした「大規模小売店舗立地法」「中心市街地の活性化に関する法律」「改正都市計画法」、いわゆる「まちづくり3法」が完全施行されて6年が経過いたしました。

法の施行以来、その精神に基づいて地方自治体や経済界などが推進してきた魅力あるコンパクトシティ実現に向けての施策が広く社会に受け入れられてきており、現在では中心市街地の活性化にとどまらず高齢社会対策としても、過度に車に頼らない都市の実現が強く望まれております。

しかしながら、自治体等がコンパクトシティ実現のための諸施策を推進しているにもかかわらず、熊本市周辺地区には高齢社会にそなえた健全な都市計画を阻害するような大規模集客施設の出店が相次いで計画されております。

これらの計画は、高齢者などの車を持たない地域住民の生活を支えてきた貴重な商店街を崩壊させ、いわゆる「買い物難民」の発生など地域社会の存続さえも危うくする可能性があります。

すでに、熊本都市圏の道路は、時間帯によってはいたるところで慢性的な渋滞を引き起こしております。

大規模集客施設の建設は、立地場所次第では道路の渋滞を恒常化し、県民生活や本県経済に与える影響は極めて大きいものがあると考えており、県民、市民としても見過ごすことの出来ない問題であると考えております。

さらに、渋滞対策として道路の拡幅などに新たな公共投資が必要となり、貴重な財源を投入することにもつながりかねない危険性をはらんでおります。

加えて、渋滞を引き起こす可能性が高い幹線道路周辺への出店は、渋滞への対策が解決できずに断念した大規模集客施設の計画再燃も懸念されるところでございます。

つきましては、まちづくり3法の「拡散型より集約型へ」の精神を尊重し、継続可能な都市、人口減少・高齢化に対応した都市、環境にやさしい都市の実現等に向けた取り組みのため、下記の事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 建築基準法をはじめ法の適用にあたっては「まちづくり3法」の精神を尊重し、高齢者や交通弱者に優しいコンパクトシティ実現の重要性を踏まえた適正な対応をお願いしたい。
2. 道路の渋滞を恒常的に引き起こす可能性が高い大規模な集客施設については、その建設がもたらすさまざまな課題や弊害をあらゆる方面から検証を行うなど慎重な対応をお願いしたい。

平成24年12月18日

熊本商工会議所

会頭 田川 憲生